



# HOKKAIDO UNIVERSITY

|                  |                                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 帝国議会成立史研究における「ゲマイナー・ターク」論 : G・アンナスの著書の検討をかねて                                      |
| Author(s)        | 横川, 大輔                                                                            |
| Citation         | 西洋史論集, 9, 47-61                                                                   |
| Issue Date       | 2006-03-23                                                                        |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/37468">https://hdl.handle.net/2115/37468</a> |
| Type             | departmental bulletin paper                                                       |
| File Information | 9_47-61.pdf                                                                       |



## 帝国議会成立史研究における「ゲマイナー・ターク」論

— G・アンナスの著書の検討をかねて —

### はじめに

近年、神聖ローマ帝国（das Heilige Römische Reich、以下「帝国」）は、前近代の「国家」を考える上で、研究上広い関心を集めている。帝国は「連邦的」とも評される体制を備え、多様性を内包しつつ統合を果たしていたのであり、「十四、十五世紀から十七、十八世紀をたんなる国民国家の先蹤の時代ではない、開放的で非国民国家型の統合が展開した時期として考えるうえ」<sup>①</sup>での、一つの手がかりと見なされているのである。こうした評価を前にするならば、帝国を時代遅れのものとして視野の外に置くことははや許されず、積極的にその独自の構造を解明していくことが重要であることは疑いえない。

こうした多様性を内包し、連邦的体制をもった帝国を考える上で、「帝国議会（Reichstag）」の歴史が一つの重要なテーマとなる。一六世紀以降、帝国議会は「帝国の最も高位の法的機関にして国制機関」となり、帝国議会が帝国等族の帝国政治への参加を保障し、帝国の統一

性を担保していた。<sup>②</sup>では、帝国議会という機関はいつから存在しているのだろうか。帝国議会と帝国の国制構造の間の不可分な関係を鑑みれば、この問題は単に帝国議会の制度史的な理解にとどまるものではなく、多様性を内包しつつ統合を果たしていた帝国の構造が、いつ、どういった法的基礎によって生み出されたのか、という問題と等置されるのである。

しかしながら、この問題は、制度史的な文脈においてとはいえずでランケ L. v. Ranke が問題にしていたにもかかわらず、現在に至るまでさまざまに議論されており、いまだ最終的な決着を見ていない。というのも、帝国議会は、何らか明確な法的な基礎づけはないしはある公式の設置行為ではなく、一六世紀にいたるまでの実践の中で上述のような位置づけを与えられたのであり、ここに解釈の入り込む余地が大いにあるからである。

現在、この問題に対しての理解として大枠として受け入れられているのは、モーラフ P. Moraw のモデルである。彼は、一九八〇年の「帝

横川 大輔

国議会の発生に関する試論」という論考の中で、「土壌 (wurzelgrund)」において生育する二つの「根 (wurzel)」というモデルを打ち出した。<sup>(3)</sup> このモデルにおいては、帝国議会の根として、一方に国王 (皇帝) がイニシアティブを独占する「宮廷会議 (Hoftag)」<sup>(4)</sup>、他方に選定侯を中心とし、国王のイニシアティブがまったくない「国王不在の会議 (königloser Tag)」を想定し、これらが土壌とされる基礎的環境の発展の上で生育して帝国議会に至るとしている。このモラフのモデル以降、帝国議会成立史研究は、史料整理の進展もあいまって急速な展開を見せている。たとえば、中世後期の帝国史に関する概説書を書いたクリーガー K. v. Krieger は、二〇〇五年に出た第二版序文において、この帝国議会成立史についての自らの記述が、第一版出版時 (一九九二年) にすでに不完全であったことを認め、それを補完するものとして一六の文献を挙げている。<sup>(5)</sup> そこで本稿は、一六の文献のなかからアンナス G. Annas の近書『宮廷会議—ゲマイナー・ターク—帝国議会。中世後期 (一三四九年—一四七一年) のドイツ帝国集会の構造的展開についての研究』を取り上げる。<sup>(6)</sup> というのは、著者アンナスが、二〇〇四年に出版された本書において、最新の動向も含めた帝国議会成立史研究を整理したうえで、独自の見解を打ち出そうと試みており、本書の紹介は帝国議会史研究の現状を知る手がかりになると思われるからである。以下の行論では、まず一において、本書を紹介し、二において中世後期における帝国議会成立史、あるいは帝国内制史研究の可能性について、若干言及することとしたい。

## 註

- (1) こうした評価は、学界において広く受け入れられているものと思われる。たとえば、帝国史についての概説においても、帝国を「連邦的 (föderal/federal)」という概念でもって記述していることが、しばしば見受けられる。<sup>(7)</sup> Helmut Neuhaus, *Das Reich in der frühen Neuzeit*, München 1997; Peter H. Wilson, *The Holy Roman Empire 1495-1806*, Basingstoke: Macmillan 1999 [邦訳: ピーター・H・ウィルソン (山本文彦訳) 『神聖ローマ帝国 一四九五—一八〇六』岩波書店、二〇〇五年]。帝国の連邦的側面に着目したわが国における近年のまとまった論考としては、以下のものを挙げることができる。山本文彦『近世ドイツ国制史研究—皇帝・帝国クライス・諸侯—』北海道大学図書刊行会、一九九五年、ならびに、渋谷聡『近世ドイツ帝国国制史研究—等族制集会和帝国クライス—』ミネルヴァ書房、二〇〇〇年。
- (2) 服部良久「地域と国家—非『国民国家』型統合」谷川稔編『歴史としてのヨーロッパ・アイデンティティ』山川出版社、二〇〇三年、一四〇頁。
- (3) Helmut Neuhaus, *Das Reich in der frühen Neuzeit*, 2. Aufl., München 2003, S. 39.
- (4) Peter Moraw, *Versuch über die Entstehung des Reichstags*, in: H. Weber (Hg.), *Politische Ordnung und soziale Kräfte im alten Reich*, Wiesbaden 1980.
- (5) 中世後期においては、「国王 (König)」と「皇帝 (Kaiser)」の称号が厳密に使い分けられていた。まず、選定侯によって選ばれた者は、国王として「ローマ (人) の王 (Römischer König, rex Roman (or) um)」を名乗る。この者が、教皇によって皇帝冠を授けられることによって初めて、「皇帝 (Kaiser/Imperator)」の称号を帯びることができた。この区別は徐々に曖昧となっていく、最終的には一六世紀において、選定侯に選ばれた者がすなわち皇帝である、という観念が一般的に定着するに至った。わが国の語感では、「帝国」とは「帝の統べる国」

を意味することから、その首長が皇帝ではないことに違和感を禁じえないが、「国王」が帝国(Reich)の首長となることもあり、また中世後期においては少なくなかったのである。本稿においては、キリスト教的な普遍的性格を帯びる皇帝権ではなく根本的に王権の問題が扱われていること、そしてそれぞれの帝国首長について述べる際に、特に国王と皇帝のタイトル上の区別を必要としないと思われることから、中世後期の帝国首長を「国王」としつつある。

(9) Karl-Friedrich Krieger, König, Reich und Reichsreform im Spätmittelalter, 2. durchges. Aufl., München 2005, S. XIII-XV.

(7) Gabriele Annas, Hoftag—Gemeiner Tag—Reichstag, Studien zur strukturellen Entwicklung deutscher Reichsversammlungen des späten Mittelalters (1349-1471), Göttingen 2004, 2 Bände mit 1 CD-Rom (Schriftenreihe der Historischen Kommission bei der Bayerischen Akademie der Wissenschaften, Bd. 68).

# —

アンナスの著書は、モイテン E. Meuten の指導の下で準備され、一九九七〜九八年冬学期にケルン大学に提出された博士号論文を基にしており、以下の構成をとっている(□内の数字は本書の該当頁を示している)。

## Band 1

Einleitende Bemerkungen [11-22].

Hauptteil A: Zur Erforschung spätmittelalterlicher Reichsversammlungen: Eine Standortbestimmung [23-72].

Hauptteil B: Hof und Hoftag – Reich und Reichstag: Zum Wesen und Charakter

spätmittelalterlicher Reichsversammlungen: Annäherungen [73-157].  
Hauptteil C: Der Besuch spätmittelalterlicher Reichsversammlungen [159-237].  
Hauptteil D: Zur personellen Struktur spätmittelalterlicher Reichsversammlungen (1349 – 1471) [239-435].

Zusammenfassung [437-443].

Band 2: Verzeichnis deutscher Reichsversammlungen des späten Mittelalters (1349 bis 1471)

CD-Rom: Verzeichnis der Besucher deutscher Reichsversammlungen des späten Mittelalters (1349 bis 1471)

本書においては著者の論述が第一巻に集約されており、第二巻 CD-Rom はその論拠となるデータが収められている。以下、第一巻の行論にそって、論旨を概観したい。

## Einleitende Bemerkung

アンナスは、まず帝国国制史研究における中世後期の位置づけから出発する。帝国史においては、「中世後期(Spätmittelalter)」と呼ばれる、一三世紀後半から一五世紀の終わりまでの時代が、中世から近世(Frühe Neuzeit)へ変化の時期として捉えられている。すなわちこの中世後期において、帝国国制の基本的な枠組が作り出され、帝国の終わりに至るまで、決定的な変更を被ることなく維持されたと考えられているのである。アンナスは、その際、帝国の支配構造の変化の過程を示す指標として特に研究上取り上げられているのが、帝国集会(Reichsversammlung)あるいは帝国議会(Reichstag)であることを指摘する。

つぎに、著者アンナスは、現在の研究の到達点にそって、この変化のラフスケッチを描く。中世中期の帝国集会としては、レーエン法的に基礎づけられていた王権の制度である宮廷会議が存在していたとされ、その指標は、会議の人的構成が支配者に委ねられていたことに求められている。一方、近世では宮廷会議と同じ位置を、身分制的・社会的に組織された帝国議会が占めるとされ、近世の帝国議会の指標が「国民 (Nation)」として帝国直属の等族と都市の総体が集会を形成し、国民 (Nation) ゆえに拘束力ある決議を起草する権限を主張しえた」<sup>(1)</sup>ことに求められている。したがって、中世中期と近世の狭間である中世後期において、王権と帝国構成員の関係が大きく変わった、と考えることができる。ここから著者は本書の課題として、人的構成に着目することによって、垂直的なものから水平的なものへという、中世後期における帝国集会の性格の変化を描きえるのではないか、という問題を導き出すのである。

アンナスは、こうした問題を解き明かすのに適切である時代枠として、カール四世 (Karl IV, 1346/49-1378 年) の時代から、一四七一年の「大キリスト者会議 (der Große Christentag)」までを設定する。というのは、以下の理由による。カール四世の時代においては、旧い宮廷王権の伝統に拘束されながら、「金印勅書 (die Goldenen Bulle)」という、帝国の国制政治上のさらなる発展にとって決定的である基礎をもたらした帝国立法が生み出されている。一方、一四七一年の「大キリスト者会議」では、皇帝書記局 (kaiserliche Kanzlei) によって身分的に広く召集手続きがとられ、実質的に諸侯寡頭制の担い手だった主役級の

諸侯を集めただけではなく、国王と帝国双方から遠いままであった諸侯とヘルの参加 (代理含む) がみられた。さらに協議の実践においても、萌芽的ではあれ、制度化された議事進行が見られるのである。

Hauptteil A: Zur Erforschung spätmittelalterlicher Reichsversammlungen:

#### Eine Standortbestimmung.

本論部 A は、「中世後期の帝国集会研究について…立場の規定」と題されているように、帝国議会 (集会) 史研究に関する学説史の批判的検討に充てられている。

まず、これまでの国制史研究が概観される (I. [23-60])<sup>(2)</sup>。Verfassung (憲法とも訳される) を対象としている国制史 (Verfassungsgeschichte) は法実証主義的な研究から始まったが、ブルンナー O. Brunner による諸概念批判のなかで大きな転回点を迎え、より中世の実態に即した帝国国制史研究の必要が共有されることとなった。こうした方向づけは、アンガーマイアー H. Angemeier やクリーガーが登場した一九六〇年代以降、これまで等閑視されてきた王権の再評価へと連なり、現代にまで至る。さらに、一九七〇年代を一つの区切りとすることができ。すなわち、クリーガーやアンガーマイアーは、国制原理の個々の側面から王権の見直しを図ったのに対し、モーラフは、より実践的・包括的な視点を導入し、帝国がいかに機能したかという問題に着目しているのである。両者の違いは、アンナスによってそれぞれ、クリーガーとアンガーマイアーが「国制『法』的 (verfassungsrechtlich)」、モーラフが「国制『政治』的 (verfassungs-, politisch)」と整理されている。

つぎに、アンナスは、国制史研究に大きく影響されてきた一四・一五世紀の帝国集会像について整理する(II. [61-72])。彼女もまた、筆者が本稿の「はじめに」で触れたように、大きな研究上の変化を、一九八〇年、すなわちモーラフによる新たなモデルの提唱に見ている。しかしアンナスは、モーラフのモデルにはなお、以下の二つの問題点がある、としている。第一に、他の研究との関連の欠如である。例えば、モーラフは、中世の帝国等族を幻影(Phantom)とみなし、等族の連帯という要素を捨象しているが、シュートバート E. Schubert は、等族の共同責任についての言説がすでに一三世紀には見られることを指摘している<sup>③</sup>。そして第二に、二つの競争的(agonal)な「根」という議論への集中による、(特に一五世紀を説明する際の)モデルの不十分さである。モーラフのモデルに基づけば、一五世紀においては、帝国集会の形態が宮廷会議と国王不在の会議という両極の二者択一ではない。しかしながら、一四七〇年以後、突然この二つの会議形態は帝国議会の中に止揚されることになる。とはいえ、モーラフもまた、帝国議会の単純な前段階ではないと断りながらも、一五世紀のはじめには帝国議会類似の政治的集会が開かれたことを認めている。それゆえ、アンナスは、モーラフが二つの「根」という議論に拘泥するあまり、一四七〇年以前にすでに存在していた中世後期の会議実践の変化を見過ごしている可能性がある、という問題提起を行っている。

Hauptteil B: Hof und Hoftag—Reich und Reichstag. Zum Wesen und Charakter spätmittelalterlicher Reichsversammlungen:  
Annäherungen.

本論部Bは、「宮廷と宮廷会議—帝国と帝国議会。中世後期の帝国集会の本質と性格について…いくつかのアプローチ」というタイトルが付されている。まず、アンナスが本論部Bの短い序(73-76)において指摘するのは、たしかに、モーラフによつて中世後期の帝国集会史研究が一新されたが、しかし、その議論はまだ試論の域を出ておらず、より詳細な検討が必要であるということである。とくに一五世紀の帝国集会については、前述のように、より詳細にモデルを構築しなければならぬ。それゆえ、この本論部Bの目的が、一五世紀を含めた中世後期全体の帝国集会の本質と性格への見通しを得ることになることになる。

まず、中世後期の帝国集会を何らかのメルクマールから説明しようとする試みが批判される(I. [77-97])。研究上よく用いられるのは、帝国の案件の取り扱い、国王による正当化ないしは権威づけ、諸侯・都市使節の参加であるが、アンナスによれば、これらのメルクマールにはそれぞれ問題があるという。まず、「帝国の案件」は、同時代人に一四七〇年代まで明確に意識されておらず、それ以前に適用することには、時代錯誤の危険がある。国王・皇帝による正当化ないしは権威づけは、たしかに必要であるとはいえ、「国王の顧問官会議」という下位レベルの集会との区別ができない。そこで、マルティン T. M. Martin<sup>④</sup>のように、出席者という基準で補完を試みる研究者もいるが、これも

誰が出席すれば帝国集会といえるのかという、帝国の案件と同様の危険をはらんでおり、忌避されるべきであるとされる。

次に、国王によって開かれる帝国集会の概念史的考察が試みられる(II. [98-122])。というのは、次の理由による。中世においては、何らかのメルクマールが集会を規定するのではなく、人が集まるということこそ「集会を開く(*das Tegen*)」ということの定義である、とモイテンが指摘している<sup>5)</sup>。これを踏まえアンナスが集会を開くという事実そのものを考察の中心に置こうとしている。

中世においては主として帝国集会は、「一段上位にある宮廷(*gesteigertem Hof*)」として、付加語を伴うラテン語 *curia* ないしは俗語 *hof* によって表現されていた。このことから、中世の帝国集会を「宮廷会議」と呼ぶ。しかし、一五世紀には集会を意味する *curia/hof* 概念が政治的な文脈を離れ、祝祭的な文脈においてのみ用いられるようになる。たとえば、一四三二年の年代記においては、宮廷がトーナメントを伴った数日間の祝祭をさす語として現れている。この *hofcuria* 概念の内容上の変化に並行する形で、今度は元来「期日」を意味していた *Tag* という言葉が、政治的集会を指し示す概念として定着した。その際、地域的、人的、テーマ的に限定された集会と区別するために、帝国レベルでの問題を協議する集会には *Tag* という上位概念に *gemeiner* という形容詞が付加され、「ゲマイナー・ターク(*gemeiner Tag*)」と表現されることが一般的となった。また、これに対応して(おそらくは俗語からの翻訳語として)ラテン語表現では *dicta generalis/universalis* が定着する。ただし、この表現は、帝国内の集会に限定なれてはおろ

ず、教皇と皇帝によって共同でイタリアに召集された集会やベーメンの王国集会などにも用いられている。それゆえ、後に「帝国議会(*Reichstag*)」と表現されるものが、単に一五世紀に「ゲマイナー・ターク」と呼ばれていた、と考えることはできない。ここからアンナスは、一五世紀の帝国集会「ゲマイナー・ターク」を、一四世紀までの宮廷会議と制度的に確立された一六世紀以降の帝国議会とは異なる、ある新しい一つの集会類型として積極的に考えていこうとする。その際、史料においては漠然としているゲマイナー・タークを、その形態からみて、(一)国王による召集ないしは正当化が必要であるが、国王自身は臨席する場合もあれば欠席する場合もあり、(二)*gemein* という語が「すべてのものに関係する」、「一般」、「共通の」という語感を持つことが示すように、(少なくとも理念の上では)全帝国構成員の協力が必要とされている集会である、とする。

続いて、アンナスは *Reichstag* 「帝国議会」という概念の成立を追う(III. [23-136])。まず、現在学界における共通認識として確認されるのは、初めて *Reichstag* という表現が現れたのが、一四九五年のヴォルムスの帝国集会との関連においてである、ということである。アンナスは、たしかに未刊行史料の利用によって時期が若干早まる可能性が完全に否定されえないとしても、一五世紀後半のことであることは疑いえない、とする。とはいえ、ここで現れた *Reichstag* の意味の解釈は大きく二つに分けられ、それぞれモーラフとイーゼンマンに代表される。モーラフは *Reichstag* を「余[「国王」と帝国の会議(*Unser [König] und des Reichs Tag*)]の粗暴(*salopp*)な短縮表現である」と、

いまだトートロジ的にも解しうる「国王と帝国 (König und Reich)」の一表現であるとする。<sup>⑥</sup>つまり、モラーフは、いまだこの時点では国制原理的にはなんら決定的な変化はなく、中世に特徴的である国王との関連性が、なお見過ごせない作用を及ぼしていると理解するのである。<sup>⑦</sup>とはいうものの、モラーフもまた一六世紀の経過の中で、この語が完全に『帝国』議会 („Reichstag“) として定着することを認めている。一方、イーゼンマンが指摘するのは、Reichstag という表現は、国王の主催する総会ないしは会議全体としての Tag (dieta) という表現とは別に、国王と交渉する個々の身分集団による協議を意味しており、すでに一五世紀半ばより、この表現の先行形態として Versammlung を用いた表現があった (Versammlung der Stände des Reiches)。<sup>⑧</sup>つまり、イーゼンマンによれば、すでに一五世紀後半から始まっていた帝国政治上の決定的な権力シフトがあったことになるのである。アンナスによれば、概念史的考察ではここが限界であるが、いずれにせよ Reichstag という語の定着は一部制度化された二元主義の現れである、と考えることができるのである。

最後に、アンナスは「国王不在の会議 (königloser Tag)」について検討する (IV, [137-157])。これは、国制史研究において作り上げられたタームであり、その名のとおり国王不在のままに催される帝国集会である。この会議では、選定侯が会議のイニシアティブを握っていた。ただし、研究においては、この会議に、国王への有力者たちによる反抗を読み込むことが多い。しかし、著者アンナスはこれを不十分であるとする。たとえば、捕縛された国王の救出を図った一三九四年

の国王不在の会議には、国王に敵対的な要素が見られない。それゆえ、彼女はこの国王不在の会議という概念を、単に国王自身の臨席がない集会という一般的・中立的な意味で捉える。さらに、アンナスによれば、この国王不在の会議は国王との関係から、いくつかの性格に分けることができる。すなわち、一三九四年のような親国王的な会議、中立的である国王選挙会議、一三九七―一四〇〇年の国王廃位へのプロセスにおける反国王的な会議である。また、容易には性格づけられないものとして、一五世紀において国王の臨席が予定されていたが、結果的に欠席のまま開かれた会議が挙げられている。いずれにせよ、一五世紀の経過とともに、選定侯が国王の支配権力 (Herrschaftsgewalt) を代行することが多くなる、ということが指摘される。ただし、国王に対し正当性に劣るため、政治的交渉の成果は、いまだ国王の出席に大きく左右されていたとされる。

上述のことから、本書で構想される集会の展開として、以下のように整理できる。一四世紀までは、curia/hof として表現され、国王ないしは国王の宮廷に結びつけられていた宮廷会議があった。一四世紀末以降、curia/hof という概念が政治の領域を指す意味を失っていき、さらに国王不在の会議が成功を収めると、帝国集会はあらたに「ゲマイナー・ターク」と表現されることになる。これは、単なる呼称の変化ではない。この中に、宮廷会議と国王不在の会議のメルクマールが混在しており、帝国集会の位置づけが変化した証左として積極的に考えるべきである。そして、最終的にはこのゲマイナー・タークを母体として、一五世紀末に、制度化の進展に伴い「帝国議会」という、続く



時代に帝国法的に支配的となる概念が現れるのである。

# Hauptteil C: Der Besuch spätmittelalterlicher Reichsversammlungen.

「中世後期の帝国集会の出席」と題した本論部Cでは、本書の考察における方法論的問題が取り扱われている。

まず、宮廷会議出席者の国制法的基礎の発展が、一〇世紀ごろから一五世紀にいたるまで描写される (I. [159-200])。レーエン関係が帝国団体の基本原理として確立した一〇世紀以降、宮廷会議への出席は、「助言と助力 (consilium et auxilium, Rat und Tat)」というレーエン制的義務のうち、助言の義務の枠内で理解されていた。ひとたび国王によってある者に助言の義務として宮廷参内 (Hofahrt) が命ぜられると、その者はこの命令に従わなくてはならなかった。この命令に対する違反は、ときとして処罰の対象となることもありえたのである。都市は国王とレーエン関係を結んでいたわけではなかったが、国王を都市君主として戴いていたことから、「助言と援助 (Rat und Hilfe)」の義務を負っていた。しかし、こうした国王による宮廷参内命令に応じる義務は、その遵守に対する原則的な合意にもかかわらず、中世後期のうちに、召集状の遅延や護送書 (Geleitbrief) の未発給を理由にした欠席、代理人による出席、そして有力諸侯による参内義務の減免特許状の獲得によって空洞化していくこととなる。アンナスはこの宮廷参内義務の空洞化を、伝統的な宮廷会議の価値が低下した現れであると見ている。

一五世紀の経過とともにこの義務の空洞化がさらに進み、また、王権の権力政治的な弱体化を前にして、帝国構成員が内外の問題に共同

で対処しているうちに、彼らの集会への参加はもはや宮廷参内義務からではなく、ある新しい理由づけに求められることになる。すなわち、帝国構成員 (帝国等族) による共同決定権の主張である。つまり、帝国集会への参加の法的基礎が、中世の経過のうちに、宮廷参内という封臣の「義務」から帝国政治に対する帝国等族の参加の「権利」へと変化した、ということができる。そして、この変化がいかに集会の人的構成に影響を与えたのかということが、本書の問題関心の中核にあることが確認される。

つぎに著者は、集会における法的な位置づけの変化と人的構成の変化の関係をいかに考察するか、という問題を検討する (II. [201-237])。まず上述の問題設定から、本書においては、長期間にわたる出席者の統計的・数量的な把握のみならず、彼らの出席の理由づけもまた問題となることが確認される。とはいえ、必然的に膨大な数に上る彼ら個人々人を対象とした伝記的 (biographisch) な研究は現実的ではない。したがって、以下のような「研究戦略 (Forschungsstrategie)」がとられることとなる。まず、考察する集会としては、後に生成されることになる帝国議会とのかかわりは意識的に排除されて、一三四九年から一四七一年までの時代枠において、「政治・コミュニケーション上の結節点」として現れ、かつ情報量の豊富な集会を八〇選ぶ。さらにそれらを考察する際に、(一) 集会を超えた国王との関係の有無、(二) 出席者の出席の頻度と国制上の政治・法的地位の関係、特に選定侯と都市、(三) 集会のテーマの人的構成への影響関係、(四) 集会開催地の地理的状況の人的構成への影響関係、(五) 帝国政治参加の意志の表現と

しての召集に対する受取人の態度、(六)顧問官・代理人の活動の増加と帝国集会の性格の変化の関係、という六つの着眼点を設定するのである。

続いて、史料的基础について検討される。帝国最終決定 (Reichsabschied) において、出席者を (本人か代理かも) 明確にしている近世の帝国議会とは異なり、そもそも中世後期の帝国集会には、出席者ないしは参加者を把握するのに多くの困難がつきまとう。しかしながら、アンナスはより確たる史料的基础を構築するために、(一)出席者表、(二)都市会計簿、(三)書簡、(四)証書、(五)叙述史料 (特に年代記)、(六)アクトン (Akten) ならびに類似のもの、を用いて集会への参加者を再構成することを試みる。これらはさらに個々の帝国集会別 (第二巻)、ならびに各帝国構成員別 (CD-Rom) にまとめられるのである。

Hauptteil D: Zur personellen Struktur spätmittelalterlicher

Reichsversammlungen (1349–1471).

本論部Dは、AからCまでの国制史叙述についての考察を前提として、諸会議の人的構造に着目していく、狭義の本論部分である。

まず序 (Einführende Überlegungen [239-264]) として、帝国集会への参加者が、帝国政治上の諸決定への参加「だけ」を志向したのか、という問題が扱われる。アンナスは、この検討が特に宮廷会議を扱う際に必要であるとしている。これは、宮廷会議がそもそも「一段上位にある宮廷」であり、国王ないしはその活動と分かちがたく結びついているということに理由がある。すなわち、国王は立法者としてのみな

らず、レーエン君主、裁判君主、正当性の最終証明機関としてなどのさまざまな権力を有しており、こうした国王の権力は宮廷の諸機関 (宮廷書記局、宮廷裁判所など) を通じて現実化されていた。そして、宮廷会議の開催地には、当然のことながら宮廷もまた存在していたのである。アンナスはこのことを踏まえ、宮廷会議開催地に現れた者のうち、帝国政治への共同決定に加わる者と、宮廷会議開催中開催地にあった国王宮廷へ参内する者とを、区別する必要があるとする。

これに対して、特に一五世紀の国王不在の会議には、政治的協議を行う機能以外を期待することはできない。この会議への出席者は、帝国政治にかかわろうとする者に限定されることになる。アンナスは、(一五世紀の) 国王不在の会議が、いかなれば国王による (宮廷) 会議の簡約された (geduldet) 形態である、としている。

つづいて、アンナスは各国王の治世で時代を区切って分析していく。

まず、カール四世の時代 (I. [265-323]) は、「宮廷会議」の時代であるとする。アンナスはその人的構造を、国王との宮廷会議外の関係を踏まえ、一方に国王の「取り巻き (Entourage)」である、宮廷官職の保持者 (Hofbeamter)、宮廷書記局付きの者そして国王顧問官 (königlicher Rat)、他方に宮廷会議出席の可能性をもつ帝国構成員を大きく区別している。アンナスは、モラーフの説明を援用して、さらに後者の中に、(一)選定侯、(二)「国王に近い (königsnah)」と表現される頻繁に現れる聖俗諸侯、伯とヘル、(三)同様に「国王に開かれた (königsförmig)」と表現される、場合によっては集会に参加した者、特に諸侯、(四)その法的地位ゆえに特別に扱われるべきである都市使節、という四つ

の下位区分を設定している。その際、国王に近い・国王に開かれたという概念は、モーラフによって導入されたものであるが、通常この語が地域に用いられるのに対し、アンナスは地域ではなくて帝国構成員個人に適用している。

次のヴェンツェル (Wenzel, 1376/78-1400/19) の時代 (II. [324-364]) において、アンナスはいくつかの変化を読み取っている。彼女によれば、国王による宮廷会議における人的「構造」(国王の「取り巻き」と、前述の(一)～(四)の集会出席者)そのものは、カール四世時代のものが維持されるとしながらも、個々の帝国集会における人的「構成」(誰が出席していたか)の点では、国王によって主催される宮廷会議と、選定侯によって主宰された反国王的な国王不在の会議の間で明確な分極化の傾向がみられる、という。アンナスは、この現象の背景には、宮廷の「領邦化(Territorialisierung)」、すなわち宮廷官職保持者の大半が家領出身者となったことを指摘する。アンナスは、この宮廷の領邦化によって、宮廷と帝国内部(Binnenreich)の封臣との結びつきが弛緩し、宮廷の統合力が失われ始めていると解釈するのである。

次の国王ルプレヒト (Ruprecht von der Pfalz, 1400-1410) は、国王ヴェンツェルを廃位して国王に登位しており、いわば一四世紀末に見られた分極化の結果生まれた「対立国王」である。彼の時代 (III. [365-384]) において、いま一度カール四世時代の宮廷会議の原則が復活したとされる。しかし、国王宮廷の人的構成は、ヴェンツェル同様領邦化し、宮廷会議への出席者が固定化される傾向が見られる。その上、おそらく帝国におけるルプレヒトの「対立国王」としての地位に

即して、アンナスはそれ以上に、この時代にこれまでとは異なる変化を見て取ることができるとしている。すなわち、三人の聖界選定侯が継続的に集会に出席していることである。アンナスによれば、彼らはたしかにそれ以前にも高い頻度で出席していたが、それとは異なり、このルプレヒト時代の彼らの継続的な出席は、ある新しい政治文化の表れと見なすべきなのである。というのは、マールバッハ同盟 (Marbacher Bund, 1405) をめぐる集会のように、国王の臨席がある集会において、国王に対する反抗が表明されるようになったからである。カール四世の下でもヴェンツェルの下でも、国王への反抗は宮廷会議への不参加へと連なったが、ルプレヒトの下では、国王によって開かれた帝国集会において、反抗が表明されることが見出される。アンナスはこの変化を、将来を予期させるものとしか述べていない。しかし、これは帝国集会の中にも国王とは別の帝国における政治的結晶核が形成されつつあった、と言い換えられると思われる。

アンナスは、つづくジギスムント (Sigismund/Sigmund, 1410/11-1437) の時代 (IV. [385-418]) を、時期的に二つの段階に分ける。第一に宮廷会議の伝統が維持された段階である。第二の段階は一四二〇年ごろから始まるものであり、国王が臨席して開かれる政治的集会と、国王が不在の中で開かれるものとの間で、はっきりと区別がある段階である。アンナスは、とくにこの第二の段階に着目する。まず、アンナスがこの段階において見出される特徴としているのは、帝国集会を開く際に、政治的集会の前に国王と選定侯(ないしは帝国等族)の間で事前の協議がもたれていた、ということである。これを、部分的ではあ

るが、帝国集会在國王の恣意性から離れること、すなわち國王からの解放 (Emanzipation) と位置づけている。また、会議開催地の点では、國王が臨席したものは帝国の東あるいは南東の周縁部に、不在のものがニュルンベルク (Nürnberg) ないしはフランクフルト・アム・マイン (Frankfurt a.M.) に集中している傾向も見えて取っている。ただし、國王が臨席して帝国内部で開かれた集会がないわけではない (例えば、一四二二年ニュルンベルクの帝国集会)。しかし、人的構造からは、むしろ決定的な差異が会議開催地によるものであり、國王本人の臨席の有無によるものではないことが明らかにされる。たしかに、國王が欠席しているよりも臨席して開かれた集会のほうが、より多くの者が集まっていることを見て取れる。しかし、これは「王権への需要」という点から、すなわち政治決定以外のオプションが期待できる点から説明できる、としている。アンナスは以上から、ジギスムントの時代にある集会の類型が形成されつつあると結論づけている。それは、宮廷会議とは異なり、支配者の宮廷に対する法的結びつきからすでに離れてはいるが、しかしまだ、国制政治的な構造が潜在的に未決定であり、そして制度的な形成がかけている点で近世の帝国議会を特徴づけているメルクマールがない、というものである。この集会を、本論部Bにおける概念的考察の成果から「ゲマイナー・ターク」としている。

最後に、アルブレヒト二世 (Albrecht II, 1438-1439) の治世、そしてフリードリヒ三世 (Friedrich III, 1440-1493) の治世のうち一四七一年までが扱われる (V. [419-435])。この段階では、ジギスムント時代

より恒常的な出席者であった選定侯六人のほかに、帝国における指導的、すなわち地域的なヘゲモニーを握っていた諸侯、たとえばブランデンブルク・アンスバツハ辺境伯 (Markgraf v. Brandenburg-Ansbach)、バイエルン・ランツフート公 (Herzog v. Bayern-Landschut)、ヴュルテンベルク伯 (Graf v. Württemberg)、ヘッセン方伯 (Landgraf v. Hessen) が、継続的にゲマイナー・タークに参加していたことが見出される。著者はこのことを、選定侯が国制上優遇された地位を原則的に主張しつつも、もはや帝国政治における共同決定権を独占できない状況になりつつある、と解釈する。また、フリードリヒ三世の時代に繰り返された國王の臨席のない集会においては、下級貴族の出席が減少していることが見出される。これは、一方で國王本人がいなかった王権へのアクセスができないこと、他方で、諸侯も本人ではなく全権使節を送ることが多くなり、地域的ヘゲモニー・システム内の構成員の出会い場としての機能が薄れたことに由来するのではないかと述べている。さらにアンナスは、フリードリヒ三世がある諸侯を帝国集会上に召集する際、顧問官を伴ってくるよう要請していることを指摘し、これはテーマの専門化ないしは交渉の「アカデミツ化 (Akademisierung)」、すなわち学識者が利害関係者本人の代わりに交渉の前面に現れてくることを裏づけるものであるとする。たしかに、これ以前にも学識ある顧問官がしばしば政治集会にも現れることがあったが、その際、その活動は個別の分野にのみ限定されていた。しかしながら、この段階においては、ある特定の小規模な顧問官のグループが、さまざまな場面で繰り返し活動しているのを見出すことができるのである。

アンナスによれば、このことは帝国集会が政治的交渉の場とみなされるようになってきたことをうかがわせるものであるが、しかしまだ、その成果が国王その人の臨席に大きく左右されていたことを見過ごしえないのである。

### Zusammenfassung

以上の考察から、アンナスは結語として以下のようにまとめている。一四世紀半ばのカール四世の帝国集会は、宮廷会議として中世中期の古い伝統に拘束されていた。しかし、さまざまな指標が示すのは、一四世紀の終わり以来、国王の宮廷会議と国王の宮廷活動との結びつきが失われていくことである。そして、一四二〇・三〇年代には、これまでもとは質的に異なる新しい集会の類型が現れた。これを、ゲマイナー・タークと呼び、近世の帝国議會の直前段階にあるものとする。さらに、一五世紀半ば以降、このゲマイナー・タークに、帝国の地域的ヘゲモニーの担い手でもある指導的諸侯家門が、継続的に参加していた。このことは、選定侯以外の者にも、帝国政治上の共同決定権が拡大したことを意味している。そしてここから、最終的には一五世紀末に帝国議會という、一八〇六年の崩壊に至るまで旧帝国の中心的な制度の一つが生まれたのである。

### 註

- (1) ここで著者アンナスは、イーゼンマン E. Isenmann の論考から定義を引用している。Eberhard Isenmann, Kaiser, Reich und deutsche Nation am Ausgang des 15. Jahrhunderts, in: J. Ehlers (Hg.), Ansätze und

Diskontinuität deutscher Nationsbildung im Mittelalter, Sigmaringen 1989, S. 211.

- (2) ローマ数字は、本書の各本論部 (Hauptteil) における節をそれぞれ現している。その後の「」内の数字は、本書における該当頁を示している。

- (3) Ernst Schubert, König und Reich. Studien zur spätmittelalterlichen deutschen Verfassungsgeschichte, Göttingen 1979, S. 322.

- (4) Thomas Michael Martin, Auf dem Weg zum Reichstag. Studien zum Wandel der deutschen Zentralgewalt 1314-1410, Göttingen 1993.

- (5) モイテンは以下のように説明している。中世後期において、人々は集会に政治的成功の見込みから出席しようとしていた。しかしながら、たとえ成果がない場合でも、集会を開くことに固執する姿が前にするならば、集会を開こうとする者たちの間ではある合意があったと考えなくてはならない。すなわち、集会を開くことによつて初めて、出席者の間に結びつきが生まれ、強化されるという合意である。この合意に対しては、中世後期の現実に見られるように、集会が多種多様であるほうがより適合的である。さらにまた、集会とは人が集まることと定義しえるのである。Erich Meuten, Der Regensburger Christentag 1471. Deutsche Reichstagsakten unter Kaiser Friedrich III., Achte Abteilung, zweite Hälfte, in: P.-J. Heing (Hg.), Reich, Regionen und Europa in Mittelalter und Neuzeit, Berlin 2000, S. 181f.
- (6) 「国王と帝国 (König und Reich)」という定式は、中世後期の史料において、いくつかのヴァリエーションがあるが、繰り返し現れる対概念である。シュールバートによれば、この語は、皇帝マクシミリアン (Maximilian I., 1486/93-1519) の時代に二元主義的に捉えられるまで、その時々文脈において、国王と帝国を単なるトートロジーとしての意味しか持たないことも多々ありえたという。Schubert, König und Reich, S. 254-276.

- (7) Peter Moraw, Zu Stand und Perspektiven der Ständeforschung im

spätmittelalterlichen Reich, in: H. Boockmann (Hg.), Die Anfänge der ständischen Vertretungen in Preußen und seinen Nachbarlanden, München 1992, S. 17.

(80) Isenmann, Kaiser, Reich und deutsche Nation, S. 192-194.

## 二

右に紹介したアンナスの著書は、中世後期の帝国史研究の学説史を広範囲に及んで言及・整理し、従来未解決であった問題に取り組んでいる。すなわち、一五世紀の帝国集會をいかに把握するかという問題である。たとえば、一九九五年、一四世紀から一六世紀までの帝国国制の変動を「帝国改造 (Reichsreform)」という観点から扱った山本文彦氏は、一五世紀の帝国集會 (氏の論考においては Reichstag) を「帝国『會議』」、一四九五年以降のものを「帝国『議會』」と分けて叙述しているが、しかしその変遷を説明する状況にはない、としている<sup>1)</sup>。またその後においても、この問題の解明の必要は学界の共通認識となっており、繰り返し指摘されている。アンナスは、主にモラーフの議論を批判しつつ、宮廷會議と帝国議會の間に「ゲマイナー・トーク」という中間的段階を設定し、この問題に一石を投じたといえるだろう。そこで本節においては、この「ゲマイナー・トーク」概念についてコメントすることとし、それでもつてはじめに述べた本稿の課題を果たすことに代えたい。

アンナスは結論部分において、ゲマイナー・トークを宮廷會議と国王不在の會議を統合した、近世の帝国議會の直前段階と見なされる会

議類型としている [442]。すなわち、ゲマイナー・トークは、国王の臨席が必ずしも必要なく、さらに出席者を可能な限り広範囲から集めようとしている点で宮廷會議とは異なり、国王がまったく関与できなかった一四世紀末の国王不在の會議とは、召集、議題、場合によっては議事進行において国王の関与が認められる点で異なっていた。さらに、集會を取り巻く帝国の政治構造の原理の違い、そして制度的に確固たる手続がない点で、ゲマイナー・トークと帝国議會とが区別される。たとえば、あるゲマイナー・トークが召集される際の事情を見てみよう [215]。たしかに、一五世紀の帝国集會には、選定侯ならびに一部の帝国構成員が継続的に参加している姿を見ることができない。しかし、この時点では召集の包括的な記録がごくまれにしか存在していない。このことは、国王は帝国構成員をいまだ個別的に召集するの一般的なであった、と考えるべきである。それゆえ、中世の宮廷會議のように、召集を助言の義務から導き出す伝統が根強く残っていたこと、すなわち、帝国構成員の帝国政治への参加は、近世のように帝国等族の共同決定の権利ではなく、国王の意志に由来するものであった、ということが導き出されるのである。

アンナスは、帝国集會が宮廷會議からゲマイナー・トークへ、ゲマイナー・トークから帝国議會へと変化する際、帝国集會と国王その人ないしはその活動の場である宮廷との結びつきが弛緩していくことを重視している。たとえば、アンナスは、この変化のプロセスがまずもって帝国集會の国王からの「解放 (Emanzipation)」のプロセスであるとして [13, Anm. 9]。このプロセスを通じて、国王と帝国の有力

者とが相見える場合は、国王の宮廷にその比重を移し、帝国集会はより純粹に政治決定の機能を担っていくことになった、というのである。

こうしたアンナスの議論は、モーラフの議論を主な批判の対象としており、一五世紀の帝国集会をいかに把握するかという問題に積極的に取り組んでいるものである。モーラフによる一五世紀の帝国集会についての二つの根という議論が、アンナスの言に従えば闘争的 (agonal) に組み立てられていた、すなわち国王と選定侯ないしは後の「帝国等族」との間の対立という側面にしか光を当てなかったのに対し、アンナスの「ゲマイナー・トーク」論は、両者の協働という側面があつたことを指摘している。アンナスも本論部Aにおいて触れているように、近年の中世後期帝国史研究の成果においては、国王が帝国における中心性を保持し続けたことが強調されているが、国王を一方に、選定侯を含めた帝国構成員を他方にした協働というアンナスによる指摘は、こうした王権の姿を帝国等族の成立という文脈の中にも組み込んで説明する可能性を示唆している。

しかしまた、アンナスの「ゲマイナー・トーク」論をこうして積極的に評価できる一方で、彼女の議論は、二元主義的な帝国の構造を指し示す「帝国議會」の成立を前提としているために、大きな問題点もある。すなわち、アンナスの「ゲマイナー・トーク」論で説明される個々の帝国構成員の出席の理由が、どれだけ実態を反映したものであるか、ということである。アンナスは、帝国構成員は、国王による召集に応じる義務から帝国政策への共同決定権に基づき出席したという、原理のレベルで説明するにとどまっている。しかしながら、アンナスが前

提としている近世においてさえ、原理だけでは捉えられない政治的実態があることが指摘されている。たとえば、山本文彦氏は、制度的に帝国議會が確立したという一六世紀の帝国等族の帝国議會における出席状況を調査した結果、宗派をめぐる問題を契機に、同世紀後半になると出席率が向上することを指摘している。<sup>3)</sup> この事実は、モーラフによる中世後期の帝国における政治的実態についての指摘、すなわち、中世後期一般を通じて帝国諸侯の政治生活は、帝国を一ダース強に分節化していた個々のヘゲモニー領域において営まれるのが常であり、<sup>4)</sup> 諸侯、それも地域的ヘゲモニーを握る俗人諸侯は、領域政治上の関心から帝国集会へ出席していたということが、一部近世においても当てはまることを示唆するものである。また、山本氏は同じ論考で、出席率が向上したことが明らかである一六世紀後半においてさえ、二六〇名余りいる帝国等族のうち、恒常的に帝国政策に関与していたのは三〇名から四〇名程度であり、しかも身分的には選定侯と諸侯に、地理的には上部ドイツに偏っていたことを指摘している。<sup>5)</sup> このことは、先の帝国政策への共同決定権という原理が、一部の帝国等族ないしは帝国構成員にとって必要なものであるに過ぎなかったのではないか、という問題を突きつけるものであろう。この問題の解決には、個々の帝国構成員がゲマイナー・トークに出席し、帝国政治に関与するにいたった背景を可能な限り再構成する必要があると思われる。このことによつて、先の協働における国王のパートナーが、「帝国の土台にして支柱」である選定侯から、二元主義的な意味における「国王と帝国」という言い回しに表現される帝国等族に移り変わったことを、よりよ

く理解できると思われるのである。

註

- (1) 山本、『近世ドイツ国制史研究』一一七～一一八頁および一五八頁註二二九。
- (2) ヘルムラート J. Helmuth は、マルティンの著作 (本稿註五七頁、註四参照) の書評も兼ねた、一九九〇年代後半までの帝国議会成立史の研究動向整理において、モラーフのモデルによって新しい地平が開かれたとはいえ、いかに二つの「根」、すなわち宮廷会議と国王不在の会議が「共に生育していく」のか、という疑問は解決されてはいないと指摘している。Johannes Helmuth, Der Weg zum Reichstag, Bemerkungen zu einer Neuerscheinung, in: Zeitschrift für historische Forschung 26-1 (1999), S. 63.
- (3) 山本文彦「近世ドイツ帝国国制に関する一考察」『北海道大学文学部紀要』九九 (一九九九年)。
- (4) Peter Moraw, Von offener Verfassung zu gestalter Verdichtung. Das Reich im späten Mittelalter 1250 bis 1490, Berlin 1985, S. 175f.
- (5) Peter Moraw, Fürstentum, Königtum und „Reichsreform“ im deutschen Spätmittelalter, in: Blätter für deutsche Landesgeschichte 122 (1986).
- (6) 山本、『帝国国制に関する一考察』一〇二頁。

## おわりに

右に紹介したアンナスの著書は、多々優れた点を有している。たとえば、学説史を広範囲に及んで言及・整理し、さらに、註が本書のほぼ半分を占めるほどに豊富かつ丁寧につけられている。それゆえ、帝国議会成立史のみならず国制史の研究史について概観を得る際に、本

書は一つの指針となりうると思われる。また、本書の中世後期の帝国集会における人的構成を、統計的・数量的に再構成した本書第二巻と付属 CD-Rom は、著者自身このデータに「不完全の誹りを免れない」[237]と留保をつけているとはいえ、現時点での研究の到達点とみなすことができる。しかしながら、本書で示された結論「ゲマイナー・ターク」によって、一五世紀の帝国議会成立史、あるいは帝国国制史にとつての課題がすべて整理されたわけではない。したがって、我々は、アンナスの著書で示された結果を咀嚼し、こうした課題に取り組む必要があるといえるだろう。それによって、「継ぎ手」としての中世後期がよりいっそう理解しえるのであり、そしてそこには帝国史を修正しうる可能性が眠っているのである。